

180日を超える入院の選定療養費

長期間入院されている患者様につきまして、特別な場合を除き、保険診療費のほか特別な料金を負担いただいております。

入院日数が180日を超過された患者様に対して、適用する特別な料金は入院料の基本点数の15%となっております。尚、厚生労働大臣が認める病状の場合は除きます。